

みょうだて 名生館官衙遺跡

大崎市教育委員会 高橋誠明

- 所在 地** 宮城県大崎市古川大崎字名生館、城内、
名生小館、弥栄、名生北館、名生上代、
天望、伏見余在下、御所館ほか
- 立地環境** 大崎平野北西部、江合川右岸の標高
43 mの河岸段丘
- 発見遺構** 掘立柱建物、掘立柱塀、材木塀、堅穴
建物、溝、土坑、井戸など
- 年 代** 7世紀中葉～9世紀

遺跡の概要

名生館官衙遺跡は大崎平野の北西部、JR 陸羽東線東大崎駅の周辺地域に位置し、江合川右岸の段丘上に立地する。遺跡の範囲は東西 600 m、南北 1,300 m である。南側と西側には関係遺構が広がる上代遺跡が隣接し、南側 200 m には付属寺院である伏見廃寺跡がある（第1図）。

遺跡は、室町、戦国時代の奥州探題大崎氏の居城の一つである名生城として古くから知られ、出土する古瓦は江戸時代には中世の瓦と考えられていた。古代の遺跡と考えられるようになるのは明治時代以降で、寺院跡や玉造軍団跡に擬定されてきた。

遺跡を官衙として初めて考古資料を基にした論拠ある擬定を行ったのは佐々木茂楨で、遺跡の付属寺院と考えられる伏見廃寺跡の調査を実施し、伏見廃寺跡と同様の瓦が出土することから玉造郡内に属する官衙とみて玉造塞に擬定した（佐々木 1971）。

その後、遺跡内から土取りの際に多賀城創建瓦が多量に採集されたことにより奈良時代の玉造柵の有力な擬定地となり、昭和 55 年（1980）に宮城県多賀城跡調査研究所による発掘調査が開始された。多賀城跡調査研究所の調査では官衙政庁（Ⅲ期）が発見され、進藤秋輝は瓦の再検討と発掘調査の成果から遺跡が多賀城の創建を遡るものであることを明らかにし、性格について丹取郡家とその前身の評家の可能性を指摘している（進藤 1986）。多賀城跡調査研究所の調査を引き継いだ古川市教育委員会（現大崎市教育委員会）の調査では時期の異なる官衙政庁（V期）を発見し、官衙の中心施設である政庁が時期ごとにその構造を変化させながら、造営される場所も移動するという特徴を持った遺跡であることが判明している。

遺跡は、昭和 62 年（1987）に国の史跡に指定されている。

1 名生館官衙遺跡の遺構群の様相

名生館官衙遺跡は、遺跡の北東部から中央部が国の史跡に指定されている（第2図）。指定地内では北部を内館地区、中央部を城内地区、南部を小館地区として学術調査を行っており、指定地外である遺跡の南部でも学術調査（南東部：天望地区）と開発行為に伴う発掘調査（南西部地区）を行っている。官衙に関連する遺構は、各地区で 7 世紀中葉から 9 世紀代の掘立柱建物、掘立柱塀、材木塀、堅穴建物、溝、土坑、井戸などの遺構群を発見している。



第1図 名生館官衙遺跡、上代遺跡、伏見廃寺跡の位置

①指定地内（城内・小館・内館地区）の様相

国史跡指定地内の城内地区、小館地区、内館地区では、発見した遺構の特徴から各地区で遺構期を設定し、その遺構期をもとに全体の変遷としてⅠ期からⅥ期の遺構期を設定している（高橋 2003・2009a）。

Ⅰ期—官衙成立前—

城内地区のA1期、A2期、小館地区のI期、II期にあたる。

官衙成立前の遺構群で小館地区に遺構の集中が認められ、竪穴建物と3×2間程度の小型の掘立柱建物で構成される（第3図）。竪穴建物には、カマドの構造が煙道の長い在地型のものと短い関東型のものがみられる。この時期の遺構群は、造営方向が西（城内A1期、小館I期）や東（城内A2期、小館II期）に傾くといった特徴を持つ。

出土遺物は土師器が主体となり、在地のものと関東地方に出自を持つ関東系（第4図）とで構成される。須恵器は壺に小型の丸底のものがあり、蓋はカエリを持つものである。年代は7世紀中葉から7世紀末頃と考えられる。

Ⅱ期—官衙成立期—

城内地区のA3期、小館地区のIII期にあたる。官衙成立期の遺構群で、城内地区と小館地区に官衙院が造営される（第7図）。

城内地区的官衙院は材木塀（SA1050・1051・1150）で東西150m以上、南北約83mの範囲を、溝（SD113・358・1103）で東西70m以上、南北約80mの範囲が区画され、院内の8×2間の長舎（SB05）と3×2間程度の小規模な掘立柱建物、竪穴建物、方形の土坑（SK45）で構成される（第6図）。竪穴建物には関東型とみられるカマドを持つものもある。区画施設である材木塀と溝の新旧関係は不明である。

小館地区では材木塀と溝で区画される2つの官衙院が、南北に西辺をあわせて造営される（第8図）。材木塀（SA232）で区画される官衙院は東西26m以上、南北45m以上の規模となり、西辺で四本柱門（SB213）を確認している。院内は材木塀（SA1272）により東西に区画され、3×2間程度の小規模な掘立柱建物や総柱の掘立柱建物、竪穴建物で構成される。溝（SD1296）で区画される官衙院は東西30m以上、南北12m以上の規模となり、院内の3×2間程度の小規模な掘立柱建物と竪穴建物で構成される。小館地区の2つの官衙院の新旧関係は不明であり、竪穴建物には関東型とみられるカマドを持つものもある。

この時期の特徴として遺構群の造営方向が真北を基準とするようになる。

出土遺物は土師器が主体で在地と関東系に加えて、東北北部地域に出自を持つ東北地方北部系の土器がみられるようになる。須恵器は壺が丸底風の平底のもの、高台壺は丸底の底部が高台部より張り出すものがある。蓋はカエリが形骸化されたものとカエリのないものとがある。年代は7世紀末から8世紀初頭頃と考えられる。

Ⅲ期—官衙政庁（城内地区）造営期—

城内地区的B期、小館地区のIII期にあたる。城内地区に官衙政庁、小館地区に官衙院が造営される（第2・10図）。

城内地区的政庁は東西52.5m、南北60.6mの範囲を掘立柱塀（SA06・07・62・64・279・280）により区画し、その北辺に7×5間の四面廂付建物の正殿（SB01）、西辺に8×2間と10×2間の長舎構造の脇殿2棟（SB60・61）が南北に配される構造で、正殿の東側に3×2間の小型の建物（SB11）、政庁の北西部にも4以上×2・3間の建物（SB1100ab）が置かれる（第11図）。建物はいずれも掘立柱建物で、正殿には瓦が葺かれる。北西部の建物のみ2時期の変遷が認められる。

小館地区的官衙院はⅡ期の構成を踏襲する（第8図）。

出土遺物は政庁正殿の柱抜取穴より山田寺系の単弁八葉蓮華文軒丸瓦（第9図1：A類）とロクロ挽重弧文軒平瓦（第9図3）が出土している。また、この時期と考えられる瓦には、範の異なる単弁八葉蓮華文軒丸瓦（第9図2：B類）があり、両類ともに伏見廃寺跡で出土する単弁八葉蓮華文軒丸瓦A・B類と同範である。なお、B類は栗原市外沢田A遺跡で存在が想定される瓦窯で生産された可能性が高い。土器類は土師器が主体で在地、関東系、東北地方北部系で構成され、須恵器はⅡ期の様相と類似するが、高台坏は平底のものである。年代は8世紀初頭頃から8世紀前葉頃と考えられる。

IV期—官衙政庁移設（小館地区）・外郭施設構築期—

城内地区のC1期、小館地区のIV1期にあたり、官衙政庁が城内地区から小館地区に移設されるとともに、小館地区的官衙院が認められなくなる（第2・12図）。

政庁は小館地区的陸羽東線東側より土取りの際に瓦が多量に出土した状況から、この位置に瓦葺の政庁が存在した可能性が高いが、構造については不明である。

この時期に櫓を伴う外郭施設が構築される（第13図）。外郭施設は城内地区で並行して伸びる2条の溝（SD1187・1188）を東西約130mにわたって確認しており、櫓の検出状況からSD1187溝の南側に土塁や築地塀といった構造物の存在が推測され、官衙の外郭北辺を区画するものと考えられる。櫓は構造物を跨いだものと推測される1×1間の建物（SB1190・1567・1568ab・1669）を4棟、構造物の内側に片寄せた棚櫓的構造と推測されるコ字型の2×1間の建物（SB1569・1605・1657・1667）を4棟確認し、いずれも掘立柱建物である。1×1間の櫓は溝が機能している途中で付設され、溝の埋め戻しとともに廃絶するもので、SB1567櫓とSB1568ab櫓は重複関係にあり、造営時期に3時期の変遷が認められる。櫓の配置は2×1間の櫓は約25m間隔で配置されていると考えられる。1×1間の櫓の配置については、SB1190櫓とSB1669櫓の間隔が約28m、SB1190櫓とSB1567・1568ab櫓の間隔が約76mとなり、SB1190櫓とSB1567・1568ab櫓との間の未調査個所に櫓が存在しても等間隔にはならないことや、3時期の変遷が認められることから、時期により櫓の間隔が異なっていたことが考えられる。構造の異なる櫓同士の関係については、両者が重複関係にないものの近接することや前述した1×1間の櫓の造営時期から、2×1間の櫓が先行して造営され、外郭施設の構築当初より櫓が付設されていた可能性がある。

IV期の遺構群は外郭施設の外側（北部）にも広がり、掘立柱建物や竪穴建物などが造営されている（第12図）。その中には、溝（SD2）による東西約19m、南北約21mの方形区画の内部に建物の存在も想定されるが、その性格は不明である。

出土遺物は政庁推定位置より重弁八葉蓮華文軒丸瓦（多賀城出土軒丸瓦130類似）、変形複弁花文軒丸瓦（一の関遺跡出土軒丸瓦類似）や丸瓦、平瓦があり、多賀城創建期の瓦が主体となっている。また、この時期と考えられる瓦には珠文縁素弁蓮華文軒丸瓦があり、伏見廃寺跡で出土するものと同範である。なお、珠文縁素弁蓮華文軒丸瓦は大衡村彦右エ門橋窯跡で生産されたものである。土器類は須恵器の出土量が多くなる。土師器は在地と関東系があり、関東系の出土量が激減する。この時期の中で坏、甕とともにロクロ調整のものが出現する。須恵器は底部の切り離しに静止糸切りのもの、ヘラ切りのものがあり、再調整が施されるものと施されないものがある。年代は8世紀前葉から8世紀末頃と考えられる。

V期—官衙政庁移設（小館地区）・外郭施設廃絶期—

城内地区のC2ab期、小館地区のIV2期、内館地区のA期にあたり、官衙政庁が小館地区内で移設され陸羽東線西側に政庁が造営される（第2・15図）。

政庁は東西約56.5m（復元測定）、南北約58mの範囲を回廊状遺構（SC1250ab・1251ab・1270ab）によって区画され、その南辺中央部に四脚門（SB1300ab）が置かれる。区画の内部には4×2間の正

殿（SB1231）と 5×2 間の総柱の脇殿（SB1315ab・東脇殿のSB1316abは規模等不明）が品字型に配され、四脚門の北には目隠し塀（SA1317ab）が設けられる（第14図）。正殿を除き2時期の変遷が認められ、回廊状遺構の東西規模は時期により異なり、小規模の区画範囲は東西が約46m（復元測定）となる。建物はいずれも掘立柱建物で、瓦葺の建物は認められない。

城内地区で確認されていたIV期の外郭施設である大溝が埋め戻され、この時期には遺跡の外郭を区画する施設は認められなくなる。埋め戻された外郭施設の外側（北）に位置する建物群は造営方向が西に傾くようになるが、この建物群はVI期まで段階を経て真北方向を基準にするようになる。

VI期—官衙政庁移設？（廃絶？）期一

城内地区のC2c期、小館地区のV期、内館地区のA期にあたる。

官衙政庁の存在が不明となる時期で、小館地区にV期官衙政庁の正殿よりも規模の大きい 5×2 間の掘立柱建物が造営される。

V・VI期の出土遺物は土師器壺がクロ調整のものが主体となり、須恵器壺の底部の切り離しに回転糸切りで再調整の施されないものが認められるようになる。土師器壺には「玉厨」や「大道」と墨書きされるものがある（第16図）。V・VI期の年代は8世紀末から9世紀後半頃と考えられる。

②指定地外（南東部：天望地区）の様相

遺跡の南東部にあたる天望地区では、北部で溝（SD1746）と材木塀（SA1730・1764・1765）からなる区画施設が構築されており、北辺を区画するものと考えられる（第5図）。重複関係から8世紀初頭以前と考えられ、造営方向が西に傾く特徴や溝からの出土遺物の年代観から、指定地内の遺構期のI期に位置付けられる。区画施設の全体の規模は不明であるが、西側延長部が南西部地区の発掘調査区で発見されていないことから、西側延長は約146m以内で南に方向を変えているものと推測される。区画施設に関連する遺構は、内部（南側）や外部（北側）で造営方向が西に傾く 3×2 間程度の掘立柱建物や堅穴建物を確認している。堅穴建物から出土する遺物は関東系土師器が多く認められ、関東型とみられるカマドを持つ堅穴建物もある。また、区画施設より古い掘立柱建物も存在することから、区画施設はI期の当初から存在するものではないことがわかる。

このほか、天望地区では8世紀を中心とした掘立柱建物や8世紀から9世紀代の堅穴建物が発見されている。

③指定地外（南西部地区）の様相

遺跡の南西部地区では、城内地区で発見したIV期の外郭施設の西辺と考えられる溝（SD682・960）を南北約376mにわたって発見した（第2図）。発見した溝の北端部では橋（樋カ）と推測される遺構（SX990）を確認し、南端部では同位置で重複する4棟の樋と推測される 1×1 間、 2×1 間の掘立柱建物（SB1301～1304）を確認している（第17図）。溝を境に東側で古代の遺構の集中域が認められ、西側は希薄になっていることから、この溝が古代の遺構群の広がりの西端となっていることがわかる。東側の遺構の集中域は、掘立柱建物、井戸、堅穴遺構、溝で構成される8世紀代を中心とした遺構群で、一般集落や遺跡内の官衙院における 3×2 間の掘立柱建物と堅穴建物を主体とする構成とも異なる。井戸を伴うことや大型で床張りの建物があることから、生活空間であるとともに格式の高い建物群と考えられ、郡司をはじめ郡家に出仕した役人層の住まいと想定される。古代の遺構が希薄になる西側では、隣接する上代遺跡にかけて列配置の土坑群が発見され（第2・18図）、「賊」軍の襲来に備えた戦略的陥し穴である「陥馬坑」と想定されている（古川2017）。

また、地区の南端部では、外郭施設と考えられるSD960溝に類似した特徴を持つ8世紀代の東西溝（SD611）を確認しており、外郭施設の南辺となる可能性がある（第2図）。

2. まとめ

名生館官衙遺跡の性格は、Ⅲ期の政庁が備後国三次郡衙と推定される広島県三次市下本谷遺跡Ⅱ期政庁に、V期の政庁が武藏国豊島郡衙に推定される東京都北区御殿前遺跡Ⅲ期政庁や、常陸国鹿島郡衙に推定される茨城県鹿嶋市神野向遺跡第2期政庁に規模、構造などが類似することから郡家とみるのが自然である。『和名類聚抄』の玉造郡俯見郷とみられる「伏見」の地域が遺跡の南に隣接することから、遺跡が古代の玉造郡内に存在することがわかり、V・VI期段階の出土遺物に「玉厨」と墨書きされる土器があることは玉造郡家の段階があったと考えられる。玉造郡は『続日本紀』神亀5年(728)4月丁丑条の「丹取軍団を改め、玉造軍団と為す」という軍団改編の記事より728年前後に成立し、その前身は『続日本紀』和銅6年(713)12月辛卯条の「新たに陸奥国丹取郡を建つ」という建郡記事の丹取郡と考えられている(伊東1957・1970、工藤1970)。この記事と遺構期の年代観を考え合わせるとⅢ期が丹取郡家、IV期以降が玉造郡家と考えられる。

Ⅲ期の丹取郡家の政庁正殿が瓦葺となる理由は、丹取郡が蝦夷の居住地と隣接する陸奥国最北の郡であり、後述するⅡ期の性格と同様に蝦夷の服属儀礼である朝貢と饗給(饗宴による儀礼)の場としての機能を持ったことから、律令国家の権威を象徴するものとして正殿に瓦が葺かれたのであろう。また、IV期の玉造郡家の政庁も瓦葺と推測されることは、Ⅱ期やⅢ期と同様に蝦夷の朝貢と饗給の場としての機能を持つものと考えられ、IV期は櫓を伴う外郭施設が構築され城柵としての構造を持つことから、『続日本紀』天平9(737)年4月戊午条に多賀柵とともに記載される玉造柵としての性格も併せ持つものと考えられる。

V期は、IV期に構築された外郭施設が認められなくなることから、その性格は城柵としての機能は持たなくなり玉造郡家のみとなつたとみられ、この時期の玉造柵(塞)は遺跡の東北東約5kmに位置する宮沢遺跡と推定される(阿部2003・2006、柳澤2007)。

なお、郡家の施設には、郡の執務の中核施設で儀式・饗宴の場でもある政庁(郡庁)のほか、田租などの収納施設である正倉、公的な使臣や国司などの宿泊施設である館、郡家の厨房施設である厨家、また厨家とともに郡家の運営・維持に関する諸雑務を分掌する施設(曹司)などが存在したことが知られる(山中1994)。名生館官衙遺跡で発見している遺構群で、郡庁のほかはⅡ・Ⅲ期の小館地区の官衙院が格式の高い建物や井戸が認められないことから曹司と推測されるが、館や厨家、また正倉に比定される遺構は発見できていない。正倉には郡家とは別の場所に置かれた分散型の例もあり、丹取郡や玉造郡内に所在したと考えられる同時期の遺跡で、名生館官衙遺跡の東約3kmに位置する南小林遺跡では正倉と推測される遺構群が発見され、東北東約2.5kmに位置する杉ノ下遺跡でも倉庫院の一部となる可能性のある建物が発見されていることから、丹取郡家や玉造郡家の正倉別院となる可能性も含めて(大谷2019)、これらの遺跡の性格についての検討が今後の課題である。

また、政庁の存在が不明となるVI期の明確な時期と性格についての検討も課題となっている。

Ⅱ期は官衙院におけるⅢ期との連續性から考慮すると城内地区の官衙院が中心施設と考えられ、同時期(7世紀末～8世紀初頭頃)の郡(評)家で認められる定型的な政庁の構造とはならない状況から、郡(評)家とは異なる性格を持つ官衙の可能性がある。『続日本紀』靈亀元年(715)10月丁丑条には、陸奥の閉村付近の蝦夷が先祖以来国府へ昆布を貢献していたが、距離が遠いため閉村に郡家を建てるなどを申請した記事があり、その内容などから中央だけではなく国府や郡家といった地方官衙も朝貢の場であったことがわかるとともに、閉村に建てられた郡家は正式のものではなかったと考えられている(今泉1986)。郡(評)の成立していない地域に造営されたⅡ期の官衙は、これに類する施設ではなかろうか。Ⅱ期の造営時期である7世紀末から8世紀初頭頃は、蝦夷の服属儀礼である朝貢と饗

給の法則が変化する時期で、7世紀後半は朝廷行事とは独自に行われ、饗宴の場が主に朝堂外、朝貢の場が朝廷であったものが、8世紀は大宝令施行による律令国家の儀式の完成とともに朝廷全体の行事に組み込まれ、儀礼の場はともに大極殿や朝堂になったと考えられている（今泉 1986）。I期の集落では後述するように関東系土師器の出土状況などから蝦夷に対しての饗給が行われていた可能性が高く、II期官衙が大宝令施行以降に造営されたものであれば、蝦夷の服属儀礼の法則の変化とともにない朝貢と饗給をともに行う場として造営された官衙と推測される（高橋 2009b）。

I期は小館地区から南東部の天望地区や南西部にかけて小型の掘立柱建物と竪穴建物からなる集落を発見し、天望地区で集落を囲郭する大溝と材木塀を発見していることから囲郭集落と考えられる。竪穴建物の構造が在地のものと関東的なものがあり、出土する遺物も在地のものと関東系があることは、集落は在地民である蝦夷と関東地方からの移民により構成されていたと考えられる。なお、囲郭集落としての構造になるのは、遺構の重複関係から当初からではなくI期のある時期からと考えられ、集落から出土する関東系土師器が、7世紀中葉頃の栃木県南部で出土する下野南部地域の鬼高式土師器に系譜を持つもの（第4図1～5）から、7世紀第3四半期頃に埼玉県深谷市を中心とする北武藏地域で畿内産暗文土器の影響を受けて出現した新型土師器坏に系譜を持つもの（第4図6～9）に変化する特徴がある（高橋 2007）ことから、囲郭集落への変化もこれに関連する可能性がある。新型土師器坏に系譜を持つ関東系土師器は、城柵や郡家などにおける官人や蝦夷に対する饗宴・給食などに「君恩の恵与」であることを視覚的に印象づけるために、在地のものと器形も色彩も一見して異なる供膳具として使用されたと考えられている（熊谷 2009）。I期の集落から新型土師器坏に系譜を持つ関東系土師器が数多く出土する状況は、集落内で饗宴による儀礼が行われ、在地的な竪穴建物から関東系土師器が出土する状況から、在地民である蝦夷に対しての饗給も行われていたのであろう。集落における蝦夷への饗給は、前述の7世紀後半における饗宴の場は朝堂外という蝦夷の服属儀礼に一致するものと考えられ、集落では『日本書記』齊明5年（659）3月甲午条の甘檣丘東の川原にて須弥山を築き陸奥と越の蝦夷に饗應を行った記事にみられるような、シンボル的なものを中心とした儀式が行われていたと考えられる（高橋 2009b）。

なお、名生館官衙遺跡の性格について、正倉が発見されていないことから同地域に存在した丹取軍団や玉造軍団の施設とみる説（八木 2022）や、外郭施設が構築されるIV期を玉造郡家とともに玉造軍団の関連施設も収容した広域施設とし、奈良時代の玉造柵を玉造郡内に所在する小寺遺跡に比定する説（阿部 2003・2006）、「玉厨」や「大道」の墨書き土器を玉造郡家や玉造駅家に関わる資料とし、郡家・駅・軍団施設などの多面的な機能と性格を併せ持つ拠点施設とする説（古川 2017）がある。軍団は国司の行政的統制・監督をうけながら兵士集団を統制・運用する行政機関であり、軍毅や主帳らの官人と一定の施設を含む官衙によって構成され、軍団施設として序舎、兵庫、兵舎、練兵場があったと推測されている（下向井 1987）。性格を軍団施設とする説は、軍団における官衙政庁の機能についての説明が不十分であり、軍団施設も併設した複合施設とする説では、個別兵士の装備、鼓・大角・少角の指揮具、軍団旗、弩など大型兵器といった重要な装備を収納したと考えられるような兵庫（八木氏は発見されている掘立柱建物の一部を兵庫とみる）や練兵場の存在も不明確であることから、さらなる検討が必要であろう。

謝辞 図版の作成にあたって小野亜矢氏にご協力を頂きました。記して謝意を申し上げます。

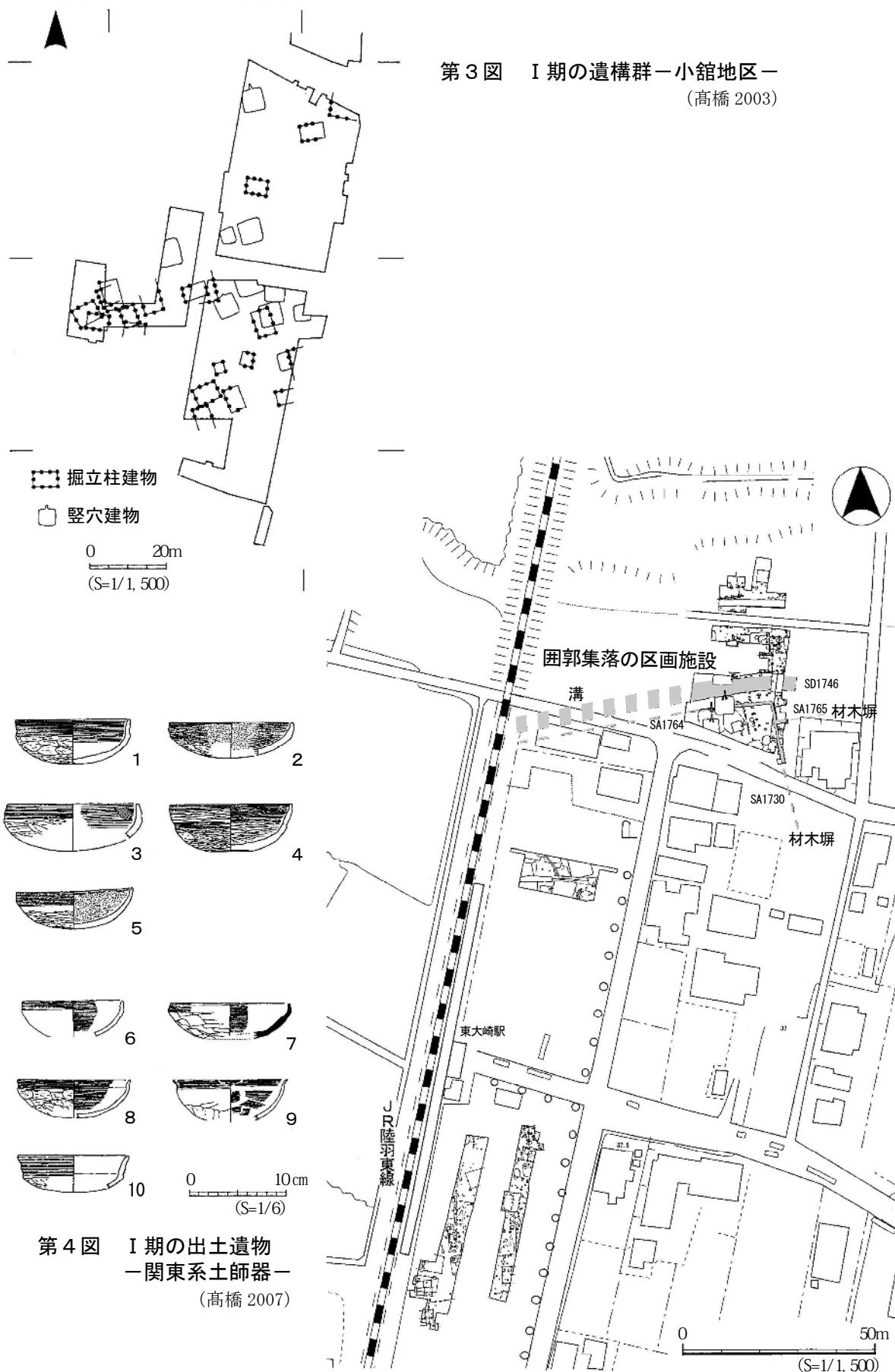
関連文献

安達訓仁 2019 「外沢田A遺跡」『第45回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集

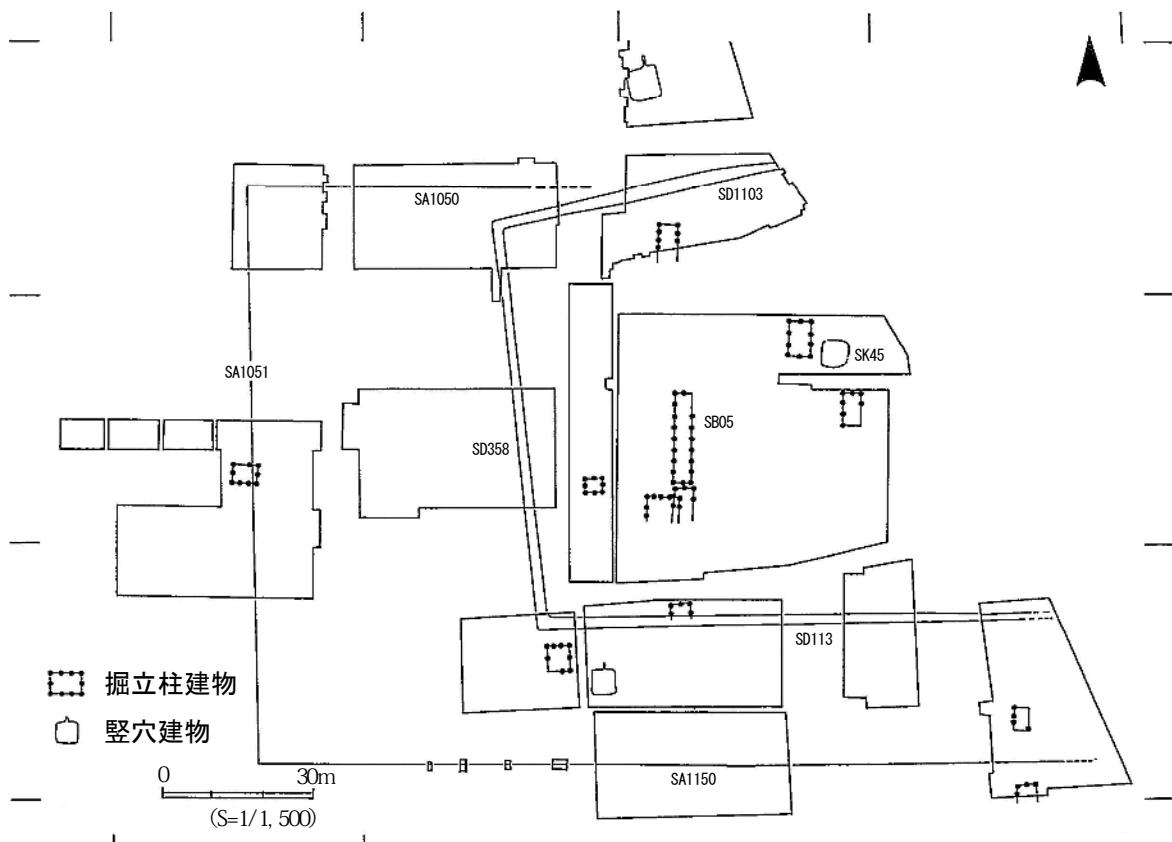
阿部義平 2003 「日本列島古代の城郭と都市」『国立歴史民俗博物館研究報告』第108集

- 阿部義平 2006 「古代城柵の研究（二）」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 130 集
- 伊東信雄 1957 「古代史」『宮城縣史』1 古代史 中世史
- 伊東信雄 1970 「第 6 章 考察 出土瓦の考察」『多賀城跡調査報告 I - 多賀城廃寺跡』吉川弘文館
- 今泉隆雄 1986 「蝦夷の朝貢と饗給」『東北古代史の研究』吉川弘文館
- 今泉隆雄 1988 「名生館遺跡と県北の支配」『図説 宮城県の歴史』河出書房新社
- 大崎市教育委員会 2007 『名生館官衙遺跡 26・新田柵跡推定地 10』宮城県大崎市文化財調査報告書第 1 集
- 大谷 基 2019 「7 世紀後半から 8 世紀前半頃にかけての大崎市域の城柵・官衙及び関連遺跡の諸様相」『第 45 回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 工藤雅樹 1970 「多賀城の起源とその性格」『古代の日本』8 東北 角川書店
- 熊谷公男 2009 「律令国家形成期における柵戸と関東系土師器」『古代社会と地域間交流』六一書房
- 後藤秀一 1987 「名生館遺跡の瓦」『第 13 回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 佐川正敏・高橋誠明・高松俊雄・長島榮一 2005 「8 陸奥の山田寺系軒瓦」『古代瓦研究 II』奈良文化財研究所
- 佐々木茂楨 1971 「宮城県古川市伏見廃寺跡」『考古学雑誌』第 56 卷第 3 号
- 佐藤恒介 2019 「名生館官衙遺跡」『第 45 回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 佐藤敏幸 2009 「陸奥の城柵の構造—遺構の構成—」『宮城考古学』第 11 号
- 下向井龍彦 1987 「日本律令軍制の基本構造」『史学研究』175
- 進藤秋輝 1986 「多賀城創建をめぐる諸問題」『東北古代史の研究』吉川弘文館
- 進藤秋輝 1990 「多賀城創建以前の律令支配の様相」『考古学古代史論叢』伊東信雄先生追悼論文集刊行会
- 進藤秋輝編 2010 『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』高志書院
- 鈴木勝彦 1991 「名生館官衙遺跡」『第 17 回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 鈴木勝彦 2006 「第 5 章 古代 501 名生館官衙遺跡」『古川市史』第 6 卷 資料 I 考古
- 高橋誠明 2003 「名生館官衙遺跡の概要」『第 29 回古代城柵官衙遺跡検討会』資料集
- 高橋誠明 2007 「律令国家の成立期における境界地帯と関東との一関係」『國立館考古学』第 3 号
- 高橋誠明 2009a 「宮城県名生館官衙遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣
- 高橋誠明 2009b 「古代社会と地域間交流」『古代社会と地域間交流』六一書房
- 宮城県教育委員会 1999 『名生館遺跡・下草古城本丸跡ほか』宮城県文化財調査報告書第 181 集
- 宮城県教育委員会 2000 ~ 2002 『名生館遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第 183・187・188 集
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1981 ~ 1986 『名生館遺跡 I ~ VI』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第 6 ~ 11 冊
- 宮城県教育委員会 2020 「彦右エ門橋窯跡」『令和 2 年度宮城県遺跡調査成果資料集』宮城県考古学会
- 古川一明 2017 「古代城柵官衙遺跡の「陥馬坑」についての試論」『東北歴史博物館研究紀要』18
- 古川市教育委員会 1987 ~ 2000・2003・2004・2006 『名生館官衙遺跡 VII ~ XX・XXIII ~ XXV』古川市文化財調査報告書第 6 ~ 19・21 ~ 23・27・33・35・38 集
- 古川市教育委員会 2001 『名生館官衙遺跡 XII・南小林遺跡』古川市文化財調査報告書第 28 集
- 古川市教育委員会 2002 『名生館官衙遺跡 XII・灰塚遺跡』古川市文化財調査報告書第 30 集
- 古川市教育委員会 2005 『名生館官衙遺跡 - 東大崎地区は場整備事業 -』古川市文化財調査報告書第 37 集
- 村田晃一・高橋誠明 1996 「陸奥国における 7 世紀の様相」『飛鳥・白鳳時代の諸問題』I
- 村田晃一 2007 「東北北辺の城柵と郡家 - 黒川以北十郡の城柵から見えてきたもの -」『宮城考古学』第 9 号
- 村田晃一 2010 「古代奥羽城柵の囲繞施設」『宮城考古学』第 12 号
- 八木光則 2022 『古代城柵と地域支配』同成社
- 柳澤和明 2007 「「玉造柵」から「玉造塞」への名称変更とその比定遺跡 - 名生館官衙遺跡 IV 期から宮沢遺跡へ移転 -」『宮城考古学』第 9 号
- 柳澤和明 2009 「陸奥国の諸城柵とその比定」『宮城考古学』第 11 号
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』壇書房

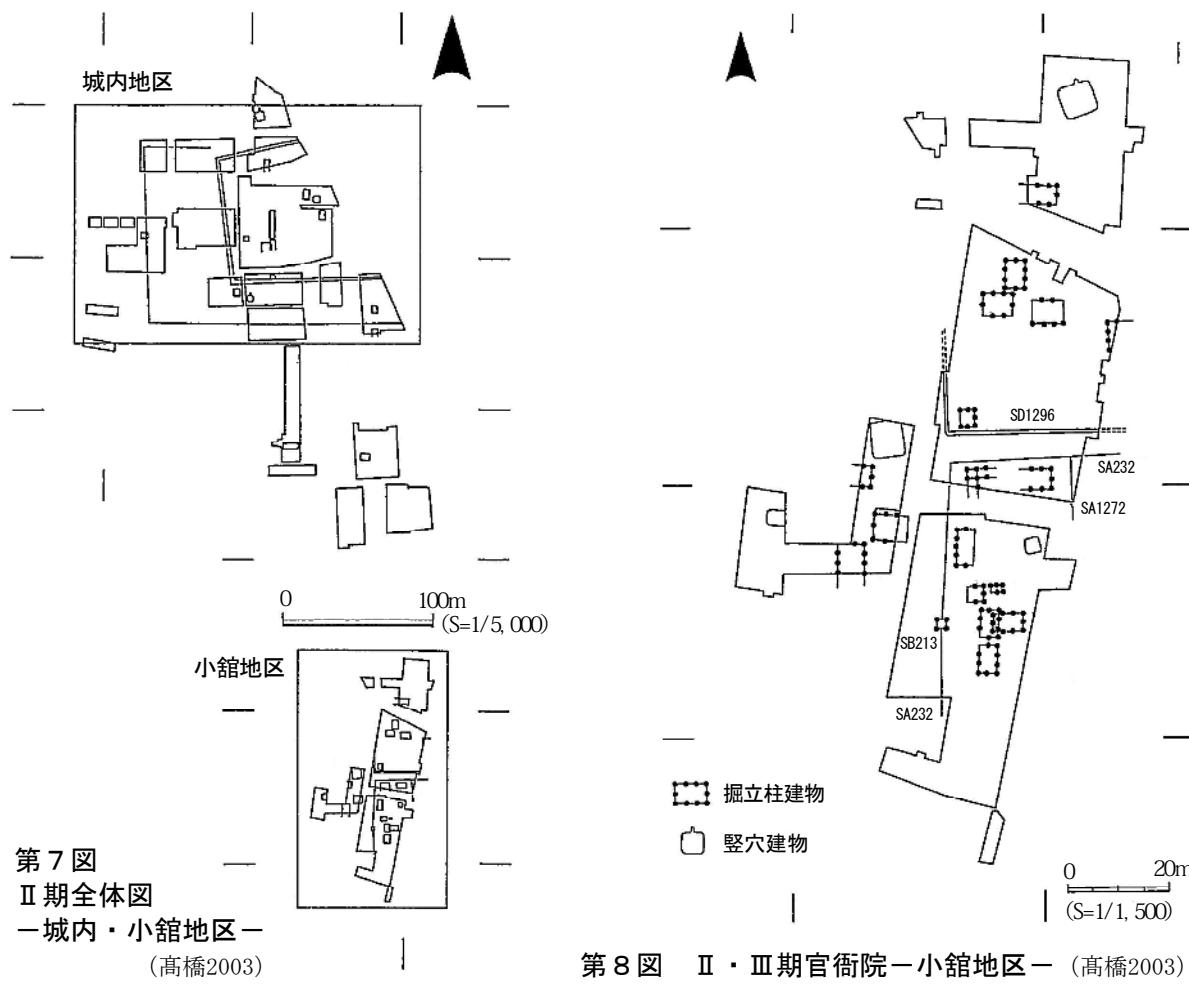


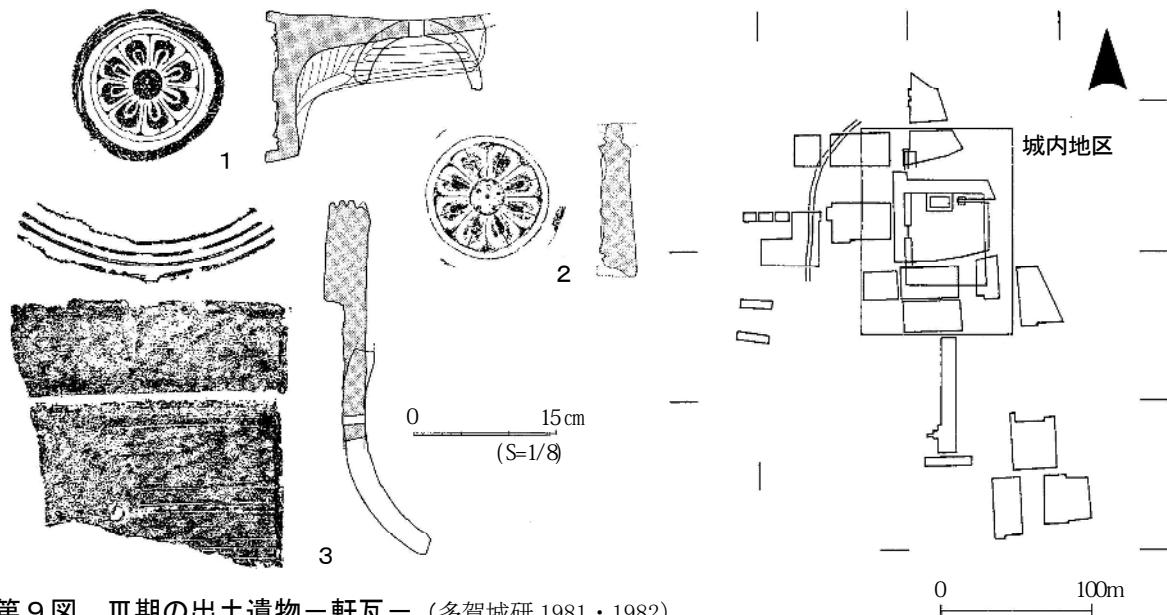


第5図 南東部—天望地区—で発見した遺構群
(大崎市 2007 を改変)

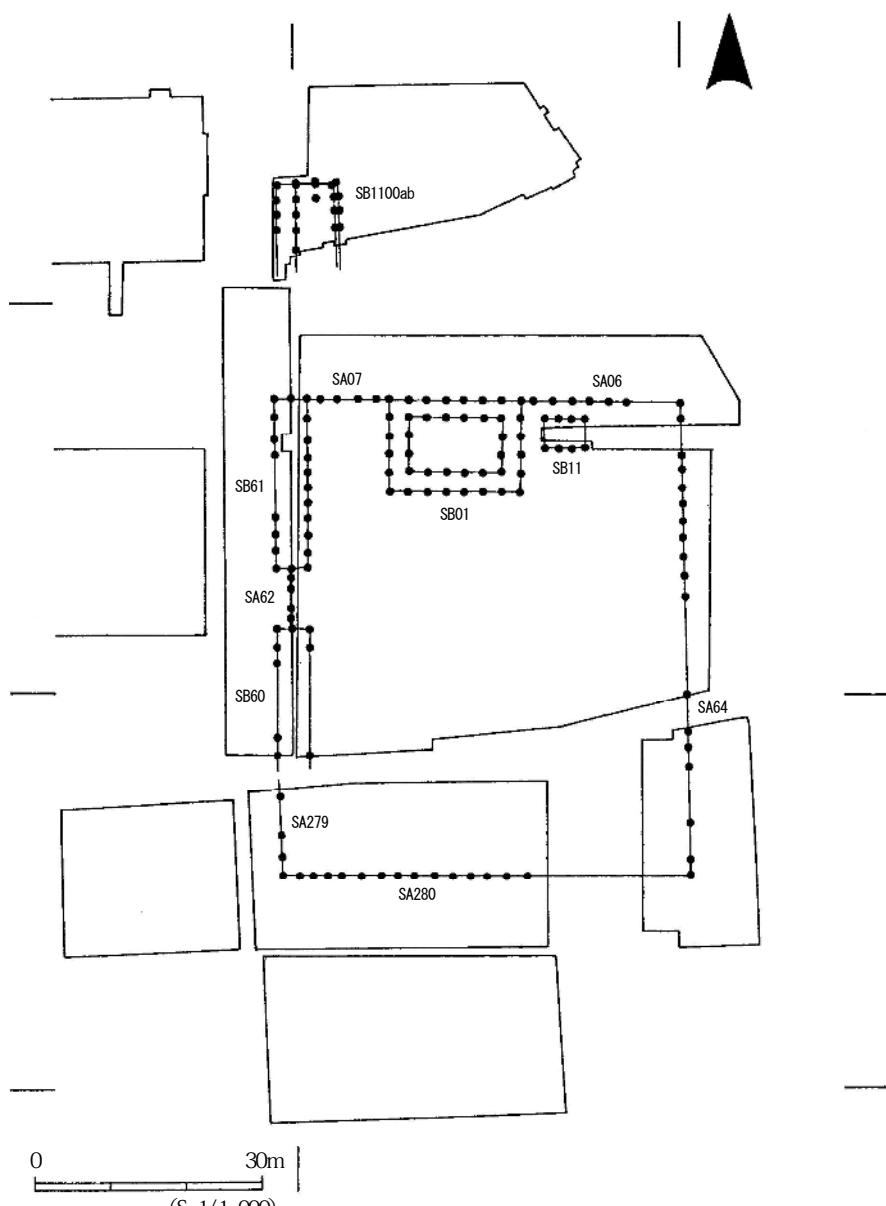


第6図 第二期官衙中心施設—城内地区—(高橋2003)



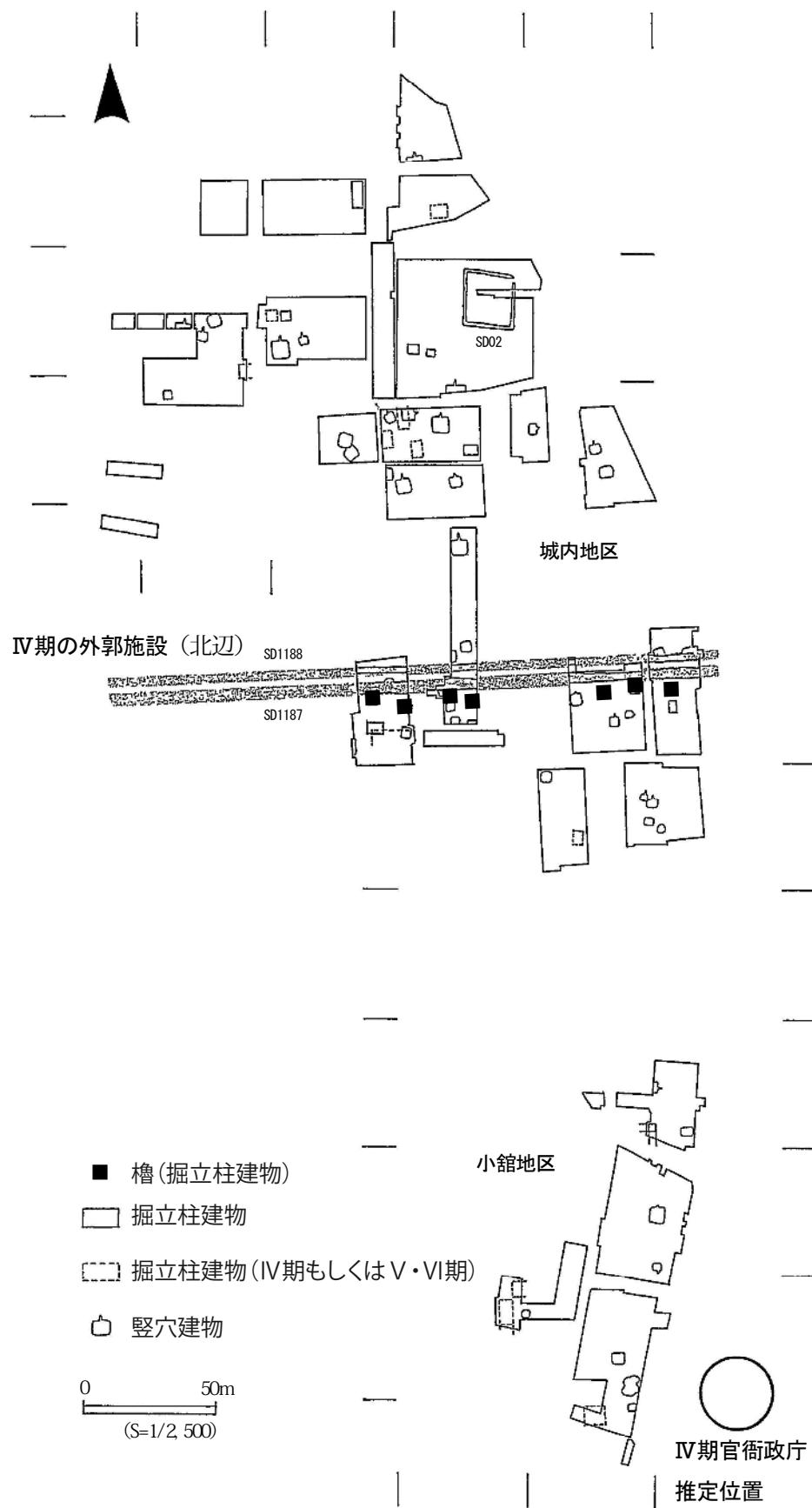


第9図 三期の出土遺物－軒瓦－（多賀城研 1981・1982）

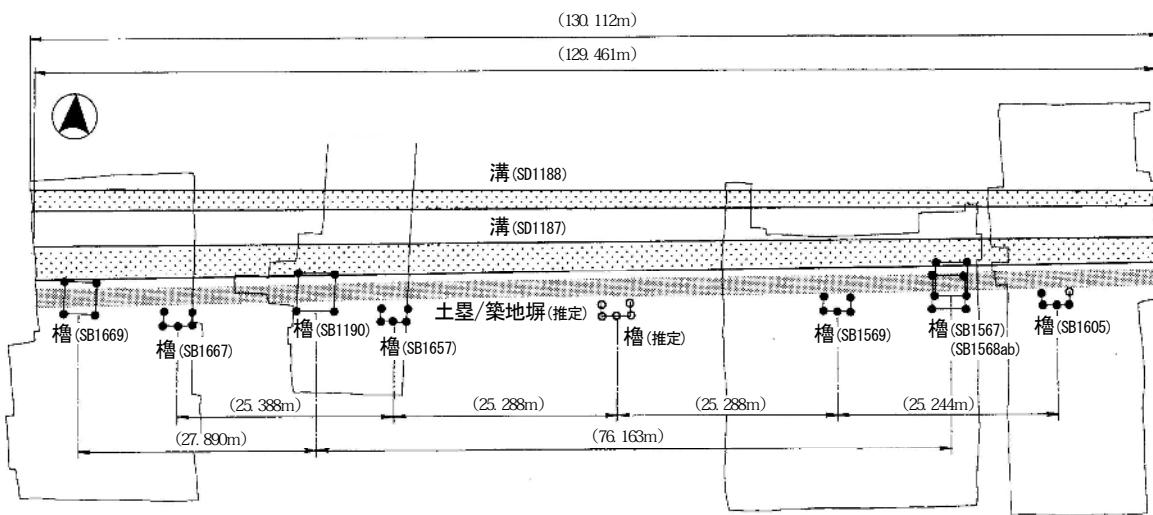


第10図 三期全体図
—城内・小館地区—
(高橋 2003)

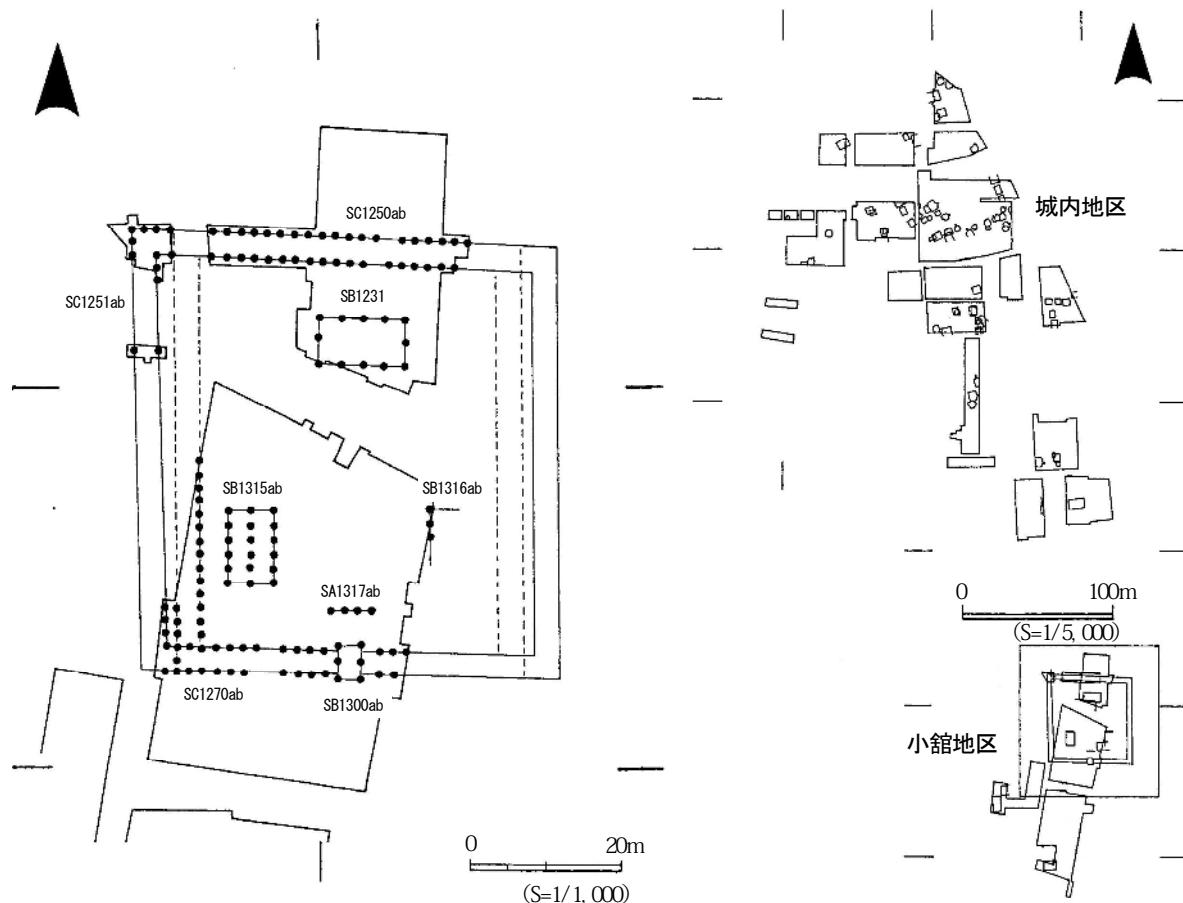
第11図 三期官衙政庁－城内地区－（高橋 2003）



第12図 IV期全体図—城内・小館地区—(高橋 2003 を改変)

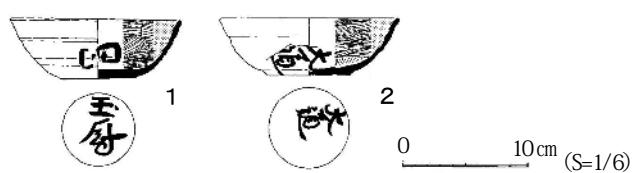


第13図　IV期の外郭施設—城内地区—（古川市 2004 を改変）

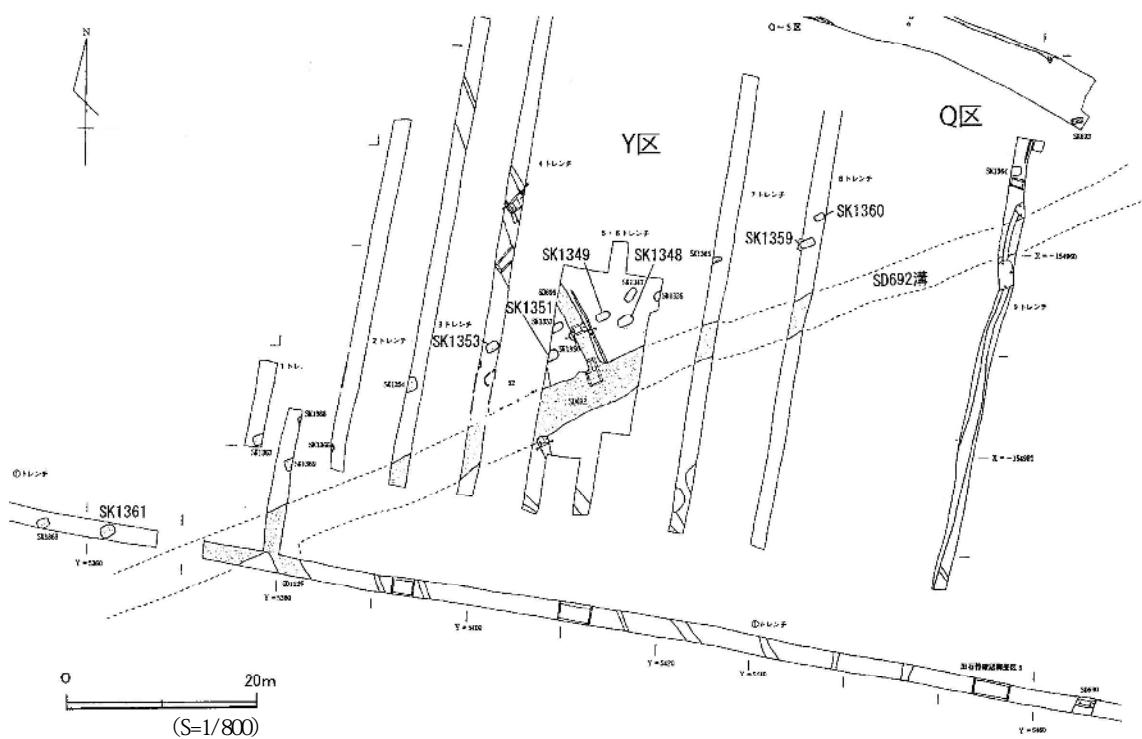
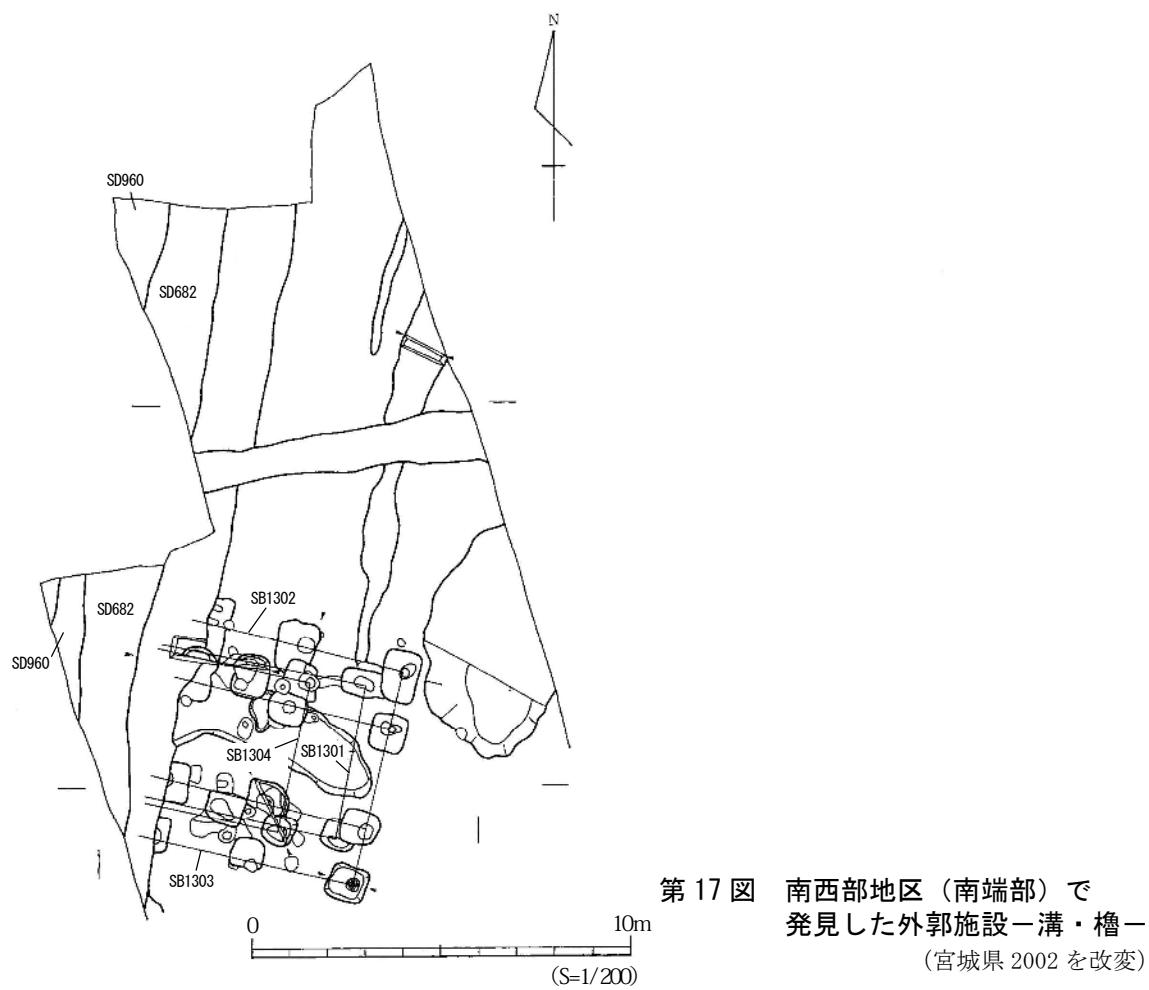


第14図　V期官衙政府一小館地区—（高橋 2003）

第15図　V・VI期全体図
—城内・小館地区—
(高橋 2003)



第16図　V・VI期の出土遺物—土師器壊—（多賀城研 1981）



第18図 南西部地区（西侧）で発見した土坑群—陥馬坑—（古川 2017）